

○警察署における人身安全関連事案対処体制の確立について

令和2年2月6日

道本安対第3596号・道本刑第3727号

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て
みだしのことについては、「人身安全関連事案に対処するための体制の確立について」（令2. 2. 6 道本安対第3595号（各部合同））1の(2)の事項に基づき、警察署における人身安全関連事案対処体制を次のとおりとするので、適切に対処されたい。

なお、「人身安全対策班員の指定要領について」（平27. 4. 1 道本安対第2号、道本刑第1号）は、廃止する。

記

1 人身安全対策班の編成

警察署に生活安全部門及び刑事部門を主体とした「人身安全対策班」を編成し、人身安全関連事案について組織的に対処するものとする。

2 人身安全対策班の構成

(1) 人身安全対策統括責任者

ア 警察署に人身安全対策統括責任者（以下「統括責任者」という。）を置き、副署長をもって充てる。

イ 統括責任者は、人身安全関連事案への対処を統括する責任者として、対処方針及び対処体制の決定等について警察署長を補佐するものとする。

(2) 人身安全対策統括副責任者

ア 警察署に人身安全対策統括副責任者（以下「副責任者」という。）を置き、生活安全官及び刑事官又は刑事・生活安全官（これらの配置がない警察署にあっては、生活安全部門を担当する課長及び刑事部門を担当する課長）をもって充てる。

イ 副責任者は、統括責任者を補佐するとともに、人身安全対策班員に対する具体的な指示、指導等を行うものとする。

(3) 人身安全対策班長

ア 警察署に人身安全対策班長（以下「班長」という。）を置き、生活安全部門を担当する課長及び刑事部門を担当する課長をもって充てる。ただし、これらの者を副責任者に充てた場合は、班長を置かないものとする。

イ 班長は、副責任者を補佐するものとする。

(4) 人身安全対策班員

人身安全対策班員（以下「班員」という。）は、人身安全関連事案の対処時において、対処体制に優先的に指名され、事態対処全般の業務を行うものとする。

3 班員の指定基準

警察署長は、次表を基準として、警部補以下の階級にある警察官の中から、特に事情聴取及び捜査活動に適性を有すると認められる者を班員として指定するものとする。

警 察 署 名	指 定 数
中央警察署、東警察署、西警察署、南警察署、北警察署、白石警察署、豊平警察署、厚別警察署、手稲警察署、千歳警察署、小樽警察署、室蘭警察署、苫小牧警察署、函館中央警察署、旭川中央警察署、旭川東警察署、釧路警察署、帯広警察署及び北見警察署	生活安全部門及び刑事部門の警察官をそれぞれ8人以上含み、おおむね20人
上記以外の警察署	生活安全部門及び刑事部門の警察官を主体として、おおむね8人

4 班員の指定及び解除

- (1) 警察署長は、毎年4月に、人身安全対策班員指定簿（別記様式。以下「指定簿」という。）により、班員を指定するものとする。この場合において、班員の指定を受けた者は、指定簿を確認の上、押印するものとする。
- (2) 警察署長は、班員を指定した後、次の指定までの間に、人事異動その他班員の指定を解除する必要が認められるときは、速やかに新たな班員を指定し、指定簿を加除訂正により、整理するものとする。

※ 別記様式は省略